

「家族の日」「家族の週間」及び

「さんきゅうパパプロジェクト」に係るロゴマーク使用要領

令和5年7月10日
こども家庭庁長官官房長決定

(趣旨)

第1 こども家庭庁では、「少子化社会対策大綱」(令和2年5月29日閣議決定)に基づき、結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会づくりに向けた少子化対策を進めることにより、社会の人々の暮らしがどのように変わるのか等について、分かりやすく国民に情報発信を行い、少子化対策への国民の理解促進を図っています。

このため、「家族の日」「家族の週間」、「さんきゅうパパプロジェクト」に係るロゴマーク(以下、「ロゴマーク」という。)を作成し、行政による支援の充実に加え、結婚、妊娠、こども・子育てを大切にするという意識が社会全体で深く共有され、より前向きに考えられるようになる社会の実現に向けて、社会全体で取組を推進していくこととしています。

この要領は、ロゴマークの適正使用のため、その使用基準を定めるものです。

(図柄等)

第2

- 1 ロゴマークのデザインは、別図のとおりとします。
- 2 ロゴマークの使用に当たっては、別に定める「ロゴマークマニュアル」に従ってください。
(1) 家族の日 家族の週間 ロゴマークマニュアル(2012年9月版)
(2) さんきゅうパパプロジェクト ロゴマークマニュアル(2015年7月版)

(使用許可の申請及び許可)

第3

- 1 ロゴマークは、結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現を目指す活動であり、以下(1)及び(2)に掲げるものについて、使用することができるものとします。
(1) 多様な家庭や家族の形態があることを踏まえつつ、「家族の日」や「家族の週間」において、広報・啓発を展開し、家族や地域の大切さ等について理解促進を図る活動に該当する場合は、家族の日 家族の週間 ロゴマーク
(2) 配偶者の出産時や出産後に年次有給休暇の取得を希望する男性が、取得しや

すい環境整備を進める活動に該当する場合は、さんきゅうパパプロジェクト
ロゴマーク

- 2 ロゴマークの使用許可を受けようとする方（以下「申請者」という。）は、「別添様式」により、担当することも家庭庁長官官房参事官（総合政策担当）（以下「担当参事官」という。）宛てにロゴマークを使用する 15 営業日前までに申請書を提出してください。
- 3 担当参事官は、申請内容を審査の上、1 に掲げるものと認められる申請についてロゴマークの使用を許可し、ロゴマーク使用許可証を申請者に発行します。
- 4 ロゴマークの使用に当たって、必要に応じ条件を付けさせていただくことがあります。また、ロゴマークの使用許可を受けた者が、本要領に違反した場合には、担当参事官は使用許可の取消等の措置を取らせていただくことがあります。

（使用許可の申請の除外）

- 第4 少子化対策、こども・子育て支援施策を実施する関係府省及び地方自治体並びに担当参事官が少子化に対する取組、結婚、妊娠、出産や子育てに関する取組への協力を依頼した団体等において、ロゴマークの目的に沿った使用を行う場合には、使用許可の申請の手続を省略することができます。

（ロゴマークの表示条件）

第5

- 1 ロゴマークは、結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現を目指すキャンペーンやイベント、ワークショップなどのポスター、チラシ、パンフレット、WEBサイト等に表示することができます。
- 2 また、前号のほかロゴマークは、「家族の日」「家族の週間」及び「さんきゅうパパプロジェクト」の理解促進を図るキャンペーンやイベント、ワークショップなどのポスター、チラシ、パンフレット、WEBサイト等に表示することができます。
- 3 ロゴマークは、個別の商品、企業・団体等が提供するサービス及びその他の企業・団体等の活動の内容を保証するもの又は保証すると誤認させるものとして使用することはできません。

（ロゴマークの使用料）

- 第6 ロゴマークの使用に係る対価は、徴収しません。

（使用者の義務）

第7

- 1 ロゴマークの使用が終了した場合、ロゴマークの使用状況等について、速やかに申請者から行事等の実施内容、収支決算、その他必要な事項を記載した結果報

告書を担当参事官宛てに報告してください。

なお、継続的にロゴマークを使用する場合は、使用者は、使用承認の有効期間中毎年度、4月1日から翌年3月31日までの使用実績を取りまとめ、当該年度の翌年度の4月末日までに担当参事官に報告して下さい。

- 2 使用者は、ロゴマークの機能を損ない、又は権利の喪失を招くことのないように努めてください。
- 3 使用者が、ロゴマークを使用した取組に関し、第三者に損害を与えた場合には、全責任を負っていただきます。
なお、ロゴマークの使用に関するクレーム等に対し、こども家庭庁は一切その責任を負いません。
- 4 ロゴマークを使用した印刷物等を作成する場合は、完成した印刷物等を担当参事官に1部提出してください。
- 5 提出した使用申請書に記載した申請内容に変更が生じた場合は、速やかにその変更内容を書面にて担当参事官宛てに報告してください。

(ロゴマークの不正使用の禁止)

第8 ロゴマークは、次のような場合には使用できません。

- 1 第三者に使用させること。
- 2 特定の政治、思想、宗教、募金の活動に使用すること。
- 3 公序良俗に反するものに使用すること。
- 4 法令・規則などに違反するものに使用すること。
- 5 本要領及びロゴマークマニュアルに反して使用すること。
- 6 不当利益をあげることを目的とすること。
- 7 特定の個人又は団体の売名に利用すること。
- 8 特定の商品・サービス等の品質・機能・価格等を担保・証明するものとして使用すること。
- 9 ロゴマークを主題（モチーフ）とした商品を制作し販売すること。

(使用許可の取消し)

第9

- 1 ロゴマークが、本要領及びロゴマークマニュアルに反して使用されたとき又は使用される恐れがあるときは、直ちに許可を取り消すこととします。
また、使用者が、本事業の趣旨に反するような行為並びに法令及び公序良俗に反する行為を行ったとこども家庭庁が認めた場合は、企業名・団体名などの公表、訴訟等の措置を講ずることとします。
- 2 許可を取り消された者は、許可取消通知日以降、当該許可に係る一切の使用、配布、掲示、販売、提供等をしてはいけません。
- 3 許可の取消しにより生じた損害は、当該許可を取り消された者の責任により処

理していただきます。

- 4 担当参事官は、必要と認めた場合には、使用者に対し、期限を定めて、ロゴマークの使用を終了する旨、指示させていただきますので、当該指示に従ってください。

(本要領の解釈その他の疑義)

第10 本要領の解釈及びその他の疑義が生じた時は、こども家庭庁長官官房長が決定することとします。

附 則

この要領は、令和5年7月10日から施行します。